

所沢市民体育館、所沢市総合運動場 自動販売機設置事業者募集要項

●設置場所等 所 在 所沢市並木5丁目3番地
 施設名 所沢市民体育館、所沢市総合運動場
 設置台数 一式

●募集期間 令和7年 12月 1日（月）から令和7年 12月 12日（金）まで

●設置時期 令和8年 4月 1日（水）頃を予定

公募の実施部署及び問い合わせ先

所沢市役所 教育総務部 スポーツ振興課（市役所高層棟6階）
〒359-8501
埼玉県所沢市並木一丁目1番地の1
電 話 04-2998-9248
F A X 04-2998-9167（スポーツ振興課あて明記）
E-mail a9248@city.tokorozawa.lg.jp

ホームページ <http://www.city.tokorozawa.saitama.jp/>

所 沢 市

自動販売機設置事業者募集要領

(所沢市民体育館、所沢市総合運動場飲料用自販機：災害対応型)

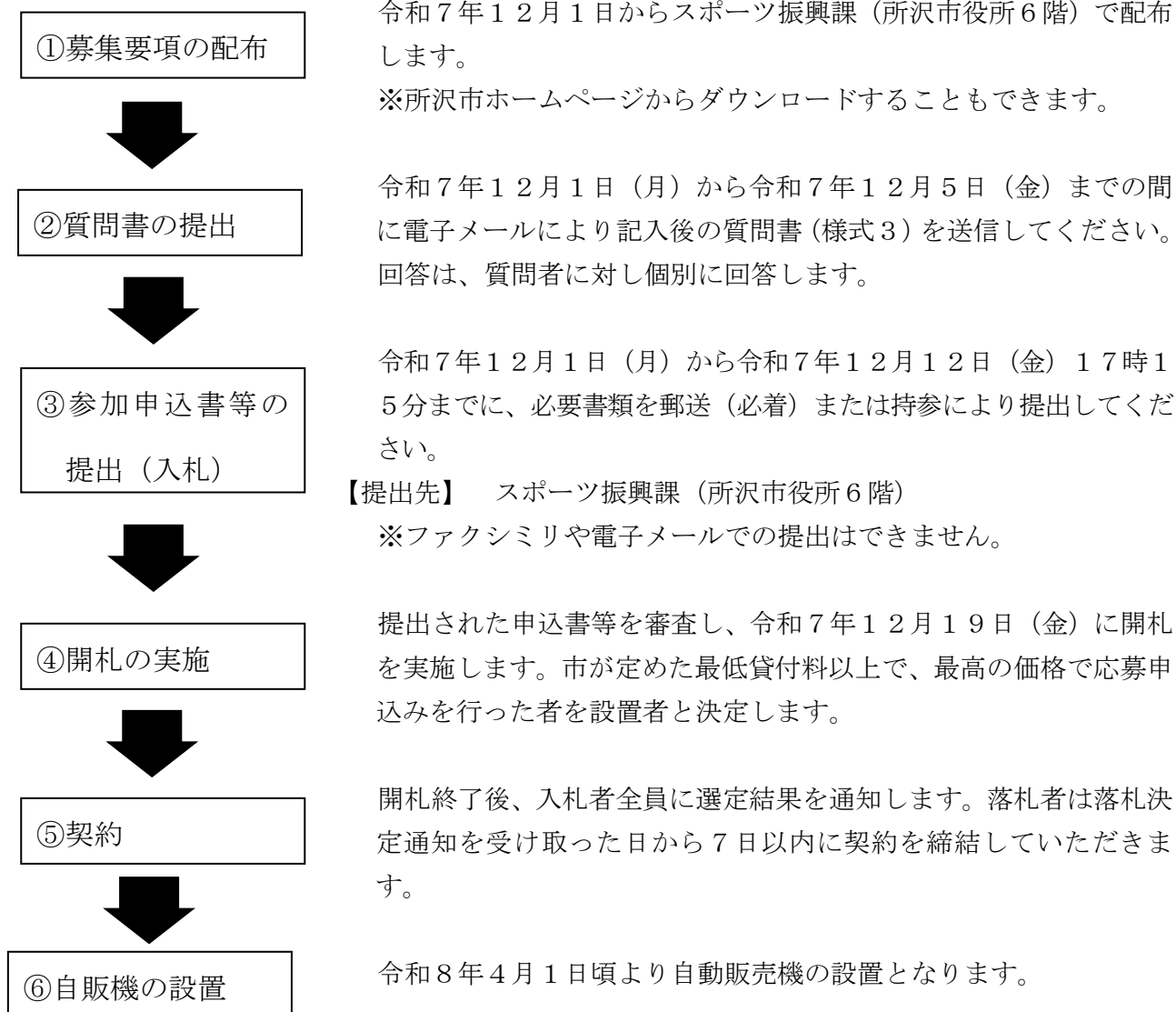
所沢市（以下「市」という。）では、市有施設に飲料水等を販売するための自動販売機（以下「自動販売機」という。）を設置する事業者を、公募・入札により決定し、当該事業者と賃貸借契約を締結し、設置・運用を行います。

自動販売機の設置事業者（以下「設置者」という。）の公募・入札に参加を希望される方は、本募集要項及び公募物件説明書をよく読み、内容を承知した上で参加してください。

1. 目的

市有財産の有効活用を図り、市の自主財源の確保及び設置業者選定手続きの公平性や透明性を高める。

2. 手続きの流れ



3. 貸付物件

所沢市民体育館 1 階、2 階 自動販売機設置スペース（6 台分 内、飲料用 5 台、食品用 1 台）
所沢市総合運動場 管理棟 電気自動車充電設備脇（2 台）、倉庫前（1 台）
詳細は、別添『公募物件説明書』記載のとおり。

4. 契約形態

定期建物賃貸借契約（契約期間 5 年）となります。
契約期間終了後の更新は行いません。

5. 応募資格要件

次の要件を満たす法人又は個人に限り応募することができます。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 に掲げられた者でないこと。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団及び第 6 号に規定する暴力団員でないこと。また、これら暴力団及び暴力団員と、密接な関係を有していないこと。
- (3) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員でないこと。
- (4) 法令等の規定により販売について許認可等を必要とする場合には、その許認可等を受けていること。
- (5) 自動販売機の設置業務において、自ら管理運営する 2 年以上の実績を有していること。
- (6) 法人の場合は所沢市内に本店、支店又は営業所を有し、個人の場合は所沢市内に居住し業を営んでおり、共に令和 7 年 11 月 28 日（金）迄に所沢市競争入札参加資格者名簿に登載された者。(※1)
- (7) 所沢市税を滞納していないこと。
- (8) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをしていない者であること及び民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをしていない者であること。

※ 設置者の都合により、貸付期間中に賃貸借契約を解約した場合は、当該解約年度、及び、翌年度の自動販売機設置者募集の公募には、参加できませんのでご注意ください。

※1 入札参加資格は登録が必要となります。詳しくはお問合せいただくか、HP をご覧ください。

6. 公募条件等

(1) 貸付期間	令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日までの 5 年間。 詳細は、別添『公募物件説明書』記載のとおり。 ただし、市が公用又は公共用に供するため必要が生じたとき、設置者（借受者）が貸付条件に違反する行為を行ったとき及びその他市が必要と認めるときは、貸付契約を解約することがあります。
(2) 貸付料	最低貸付料：一年あたり年額 767,450 円（税抜額）以上の金額で入札してください。 設置者として決定した者が提示した入札金額（税抜額）に消費税及び地方消費税を乗じて得た額をもって年額貸付料とします。 なお、年額貸付料は、市が発行する納入通知書により、市が指定する期日までに全額納入してください。
(3) 光熱水費及び	光熱水費、自動販売機の設置及び撤去に要する工事費、移転費、賃貸

その他必要経費	借契約の締結に関する費用等の一切の費用は、設置者の負担とします。
(4)貸付面積	貸付面積は、別添『公募物件説明書』記載のとおりとします。また、必要に応じて、転倒防止対策も併せて行ってください。
(5)災害対応	災害などの緊急時に、飲料等を誰でも簡単に無料で取り出すことができる自動販売機としてください。 ・災害で停電時に飲料等の抛出が可能で、本体に残っている飲料等を無償で提供できるもの
(6)バリアフリー	押しボタンの位置が低く取り出しやすくなっている、コイン投入口が受け皿型になっている等バリアフリー型の自動販売機としてください。
(7)廉価販売	販売商品の価格は、小売価格（定価）から10円割引いた価格以下としてください。
(8)環境配慮	設置する自動販売機は、照明が自動に点滅し、及び減光する省エネルギー型（「学習省エネ」及び「ピークカット」並びに「真空断熱材やヒートポンプ採用など）、ノンフロン対応型等の環境負荷を低減した機種のものとしてください。
(9)使用上の制限	ア 貸付契約書の貸付条件を遵守し、貸付料等を定められた納入期限までに確実に納めてください。 イ 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸は禁止します。 ウ 自動販売機の設置及び管理運営に必要な一切の業務を第三者に委託しないでください。 エ 販売品の搬入、廃棄物の搬出時間及び経路については、市の指示に従ってください。 オ 販売品目は、別添『公募物件説明書』記載のとおりとし、酒類の販売及び標準小売価格を上回る価格での販売は行わないでください。
(10)維持管理責任	ア 商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理については、設置者が行ってください。なお、盗難等による商品及び自動販売機が汚損又は毀損したときは、設置者の負担により速やかに復旧するとともに、設置者の損害について、市の責めに帰することが明らかな場合を除き、市はその責めを負いません。また、商品の賞味期限等に注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行ってください。 イ 使用済容器の回収ボックスは、販売する飲料の容器の種類に応じたものを設置し、設置者の責任で適切に回収、リサイクルしてください。 ウ 衛生管理及び感染症対策については、関係法令等を遵守するとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は、遅滞なく手続等を行ってください。 エ 自動販売機の故障、問い合わせ及び苦情については、設置者の責

	任において対応してください。また、自動販売機に故障時等の連絡先を明記してください。
(11)売り上げ報告	設置者は、年度ごとに自動販売機の売上げ報告を任意様式により提出してください。
(12)原状回復等	設置者は、貸付期間が満了し、又は契約が解約された場合には、速やかに原状回復してください。 また、設置者は、市に対し原状回復に要した費用、自動販売機の設置に伴い支出した費用、その他一切の費用について補償を請求することはできません。
(13)自己都合解約のペナルティ	設置者の都合により、契約を解約した場合は、当該年度及び翌年度の自動販売機の設置者の公募には、参加できません。

7. 質問及び回答

(1) 質問の方法

募集に関する質問は、令和7年12月1日（月）から令和7年12月5日（金）までの間に、電子メールにより記入後の質問書を提出してください。提出後、確認のため電話での連絡をお願いします。

ただし、軽微なものについては、電話による質問も可とします。

(2) 質問への回答

回答は、質問者に対し個別に回答します。

8. 応募申込手続

(1) 申込方法及び申込期間等

申込みは、郵送又は持参によるものとし、申込先及び申込期間は別添『公募物件説明書』記載のとおりとします。なお、持参の場合は午後5時15分まで、郵送の場合は書留（簡易書留を含む）とし、かつ、「自動販売機設置応募申込書在中」と余白へ明記してください。また、申込期間内必着とします。

申込期間：令和7年12月1日（月）から令和7年12月12日（金）まで

(2) 必要書類（各1部）

次の書類を提出してください。なお、提出された書類は返却いたしません。

①	応募申込書兼入札書
②	誓約書
③	設置を希望する自動販売機のカatalog（寸法、消費電力が確認できるもの）
④	『5応募資格要件(4)』に係る許認可等を受けていることを証する書類の写し（許認可等を必要とする場合のみ。）
⑤	『5応募資格要件(5)』に係る実績を確認できる書類（様式任意）

(3) 提出書類の書き換え等の禁止

応募者は、一旦提出した応募申込書等の書き換え、引き換え又は撤回をすることはできません。

(4) 応募申込みの無効

次のいずれかに該当する場合は、無効となります。

- ア 応募資格のない者が行った応募申込み
- イ 応募申込みに関し不正な行為を行った応募申込み
- ウ 応募申込書等の氏名、印鑑その他主要な部分について誤脱又は判読不能なものがある応募申込み
- エ 記名押印を欠く応募申込み
- オ 応募申込書等（添付書類を含む）に虚偽の記載を行った応募申込み
- カ 応募者が同一物件について複数の応募申込みを行ったときは、その全部の応募申込み
- キ 申込期間までに応募申込みがなかったもの
- ク 応募に関し、市の担当職員の指示に従わなかった者の応募申込み
- ケ 前各号に掲げるものの他、この「募集要項」に規定する応募に関する条項に違反した者の応募申込み

(5) その他

郵送又は持参以外（電話、ファクシミリ、インターネット等）の受付は、行いません。

入札保証金、契約保証金は免除とします。

令和7年11月28日（金）までに所沢市競争入札参加資格者名簿への登載をお願いします。

9. 設置者の決定

(1) 提出された応募書類の審査を行い、「5 応募資格要件」に定める資格を全て満たしている者を選定対象者としてします。

(2) 選定対象者のうち、市が応募申込の内容等を審査し、適当であると認めた者で、かつ、市が定めた最低貸付料以上で、最高の価格で入札した者を設置者としてします。

なお、入札参加者は、入札書に必要な事項を記入し、記名押印の上、入札書と記載した封筒に封入し持参してください。

また、同額で最高価格の入札が2者以上ある場合は、当該応募者の立ち会いのもと、抽選により決定します。

封筒 (表)

件名
入 札 書
所沢市長 小野塚 勝俊 様

封筒 (裏)

令和	年	月	日
⑩		⑩	⑩
住所	会社名	代表者	

(3) 設置者の決定後、入札者全員に選定結果を連絡します。

(4) 応募者数等の応募状況、設置者名及び落札金額について、市ホームページ等において公表する場合がありますので、あらかじめ御了承ください。

10. 契約の手続

設置者に決定された方は、別途定める期日までに、次の書類を提出していただき、契約を締結していただきます。

- (1) 市有財産借受申請書（市指定様式）
- (2) 設置場所への自動販売機及び使用済容器回収ボックスの配置図
- (3) その他参考となる書類

契約の種類は、『4. 契約形態』に記載のとおり「定期建物賃貸借契約」（契約期間5年）となります。

なお、契約期間終了後の更新は行いません。

11. 設置者の決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、設置者としての決定を取り消します。

- (1) 正当な理由なくして、指定する期日までに貸付けの手続きに応じなかった場合
- (2) 設置者が『5 応募資格要件』を満たさなくなった場合

<問い合わせ先>

所沢市役所 教育総務部 スポーツ振興課（市役所高層棟6階）

〒359-8501 埼玉県所沢市並木一丁目1番地の1

電 話 04-2998-9248

FAX 04-2998-9167

E-mail a9248@city.tokorozawa.lg.jp

ホームページ <http://www.city.tokorozawa.saitama.jp/>